

営繕工事成績評定目次

		監督員			総括者	検査員		
		建築	電気	機械		建築	電気	機械
評 定	採点表	様式-1 K①						
1.施工体制	I.施工体制一般	様式-2 K①			-	-		
	II.配置技術者	様式-2 K②			-	-		
2.施行状況	I.施工管理	様式-2 K③			-	様式-4 K①		
	II.工程管理	様式-2 K④			様式-3 K①	-		
	III.安全対策	様式-2 K⑤			様式-3 K①	-		
	IV.対外関係	様式-2 K⑥			-	-		
3.出来形および出来ばえ	I.出来形	様式-2 K⑦			-	様式-4 K②		
	II.品質	様式-2 K⑧	様式-2 K⑨	様式-2 K⑩	-	様式-4 K③	様式-4 K④	様式-4 K⑤
	III.出来ばえ	-			-	様式-4 K⑥	様式-4 K⑦	様式-4 K⑧
4.工事特性	I.工事特性	様式-2 K⑪			-	-		
5.創意工夫	I.創意工夫	様式-2 K⑫			-	-		
6.社会性等	I.社会性等	-			様式-3 K②	-		
7.法令遵守等	法令遵守等	-			様式-3 K③	-		
8.その他	その他	-			様式-3 K③	-		
「施工プロセス」チェックリスト		1ページ	2ページ	3ページ	-	-		

請負工事成績評定採点表

作成年月日 令和 年 月 日

工事番号		工種(品質)				※6																				担当部課名						
工事名		契約工期				令和 年 月 日		～		令和 年 月 日		契約年月日				令和 年 月 日				完成年月日				令和 年 月 日								
受注者名		変更工期				令和 年 月 日		～		令和 年 月 日		部分・中間検査年月日				令和 年 月 日				部分・中間検査年月日				令和 年 月 日								
請負金額		変更金額				令和 年 月 日		～		令和 年 月 日		検査年月日				令和 年 月 日				検査年月日				令和 年 月 日								
考 査 項 目		監 督 員					総 括 者					検 査 員(部分・中間)					検 査 員(部分・中間)					検 査 員(完成)										
		職・氏名					職・氏名					職・氏名					職・氏名					職・氏名										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																										
	II. 配置技術者	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0	+13.0	+6.5	0	-7.5	-15.0																					
	III. 安全対策	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+18.0	+9.0	0	-7.5	-15.0																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																										
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ											+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 工事特性 ※2		+6.0	～	0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2		+4.0	～	0																											
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2						+4.0	～	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		0.0 点					0.0 点					点					点					0.0 点										
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 65.0 点					② 65.0 点					③ 点					③ 点					④ 65.0 点										
評定点計 (合計は少数第1位を四捨五入)		65 点 ○部分(中間)検査があった場合：(① 65.0 点×0.5+② 65.0 点×0.1+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③(部分、中間)が2回以上の場合は平均値 ○部分(中間)検査がなかった場合：(① 65.0 点×0.5+② 65.0 点×0.1+④ 65.0 点×0.4) = 65 点																														
7. 法令遵守等 ※3							未入力 点																									
8. その他 ※3							未入力 点																									
合計評定点		○評定点計 (65 点) - 7. 法令遵守等 (未入力 点) - 8. その他 (未入力 点) = 点																									総合評定点	点	ランク			
所見※4		(監督員)					(総括者)					(検査員)					(検査員)					(検査員)										

※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4～6の評定 (加減点合計) = 評定点
 ※2 4. 工事特性、5. 創意工夫及び6. 社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加減点評価する。
 ※3 7. 法令遵守等、8. その他の評価は、減点評価のみとする。
 ※4 所見は、総合評定点が90点以上となった場合や特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。
 ※5 各考査項目ごとの採点は、工事監督員は様式-2K、総括者は様式-3K、検査員は様式-5Kによるものとし、検査員の評価に先立ち、工事監督員が記入する。
 ※6 工種の欄は、該当する工事内容に基づき、「営繕工事成績評定目次」から選択する。
 ※7 評定者は、釧路市請負工事成績評定要綱に基づき評定者を指定することとする。

[記入方法] 評価する場合、評価対象項目の□にチェックマークを入れる。

考査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由：
詳細評価内容：		
a：工程管理が優れている。 b：工程管理が良好である。 c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。		
	評価＝	評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input checked="" type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由：
詳細評価内容：		
a：安全対策が優れている。 b：安全対策が良好である。 c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。		
	評価＝	評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

〔記入方法〕 評価する場合、評価対象項目の□にチェックマークを入れる。

審査項目	細 別	評価対象項目
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> ①「ゼロカーボン北海道」に関して意欲的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全（「ゼロカーボン北海道」の取組を除く）、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ④現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ⑤広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑥地域の資材を活用した。 <input type="checkbox"/> ⑦地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由：
		詳細評価内容：
		<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ・加点は+4点～0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とする。
	評価＝ 0 点	

- ※1. 総括者は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

〔記入方法〕 該当する項目の□にチェックマークを入れる。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	□	該当無し
	□ -20 点	1. 指名停止3ヶ月以上
	□ -15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	□ -13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	□ -10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	□ -8 点	5. 文書注意
	□ -5 点	6. 口頭注意
	□ -3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
<p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（監督員又は主査からの文書注意、口頭注意等）は、監督員又は主査の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 16. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 17. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 18. 釧路市工事請負契約約款 第7条の2（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）に違反した。 ・ 19. その他 理由： 		
8. その他	□ 該当なし	総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
	<p>① 施行計画審査タイプ ア 簡易な施行計画の不履行による減点(1項目あたり最大5点とする。) 減点数 = $5 \times (\text{入札時のチェック数} - \text{施工後のチェック数}) \div (\text{入札時のチェック数}) < \text{小数点以下第1位四捨五入}$ ※ 明らかに不履行が認められる場合に減点することとし、不履行の原因が自然災害によること等、受注者の責によらない場合は減点しない。</p> <p>イ 配置技術者の交代に係る減点(減点数は評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。) ※ 交代した主任（監理）技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。 なお、技術者の交代の理由が死亡や健康上の理由、退職等やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。</p> <p>ウ 追加配置した技術者の交代にかかる減点(減点数は5点とする。)</p> <p>エ 地域の技能士の活用、地域企業の活用、その他の評価項目の不履行による減点(1項目あたり一律5点減点) ※ 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。</p> <p>② 施行実績審査タイプ ※ 施行計画審査タイプのイ、ウ、エと同様</p>	